

南チロルの地名論争に関する 社会言語学的一考察 —— ゲマインデ Tramin を事例として ——

山川 和彦

1. 序

上部イタリアに位置する南チロルはドイツ語、イタリア語及びラディン語が使用される多言語地域で、公的生活においては、ドイツ語とイタリア語の二言語使用(Zweisprachigkeit)が義務付けられている¹⁾。しかしながら、地名表記に関しては、二言語表記か一言語表記かをめぐる議論が続いている。

この議論の背景には、民族集団の求心力としての言語の役割が存在していると考えられる。特に南チロルのドイツ語集団のように、民族集団の言語が国家語ではない場合に、住民を結集させ、民族意識を高揚するための手段として、言語が用いられることが多い。その場合、地名もまた、ある特定の場所を示す言語記号であることを超えて、地名を使用する住民たちのアイデンティティを表象する手段として機能している、と仮定できる。そこで、本論は、南チロルの地名論争について、ゲマインデ Tramin で生じた事例を取り上げて、法的に定められた二言語表記、地名論争の背景、最近の政治的議論を整理することにより、その背景にある言語と民族のアイデンティティの関係を、社会言語学的、特に言語政策的に明らかにしていくことを目的とする。

1) 南チロルの行政上の名称はAutonome Provinz Bozen-Südtirol。特別自治法(Decreto del presidente della repubblica 31 agosto 1972, n.670) 99条において、「ドイツ語も国家語であるイタリア語と同等にみなされる」こと、公文書の二言語併記などが規定されている。

ところで、地名研究は、Adolf Bachに代表されるように、とりわけ言語史や民俗学との結びつきが強く、地名の形態論的語源研究、入植や民族交流といった歴史的環境の再構築に重きを置いてきたといっても過言ではない。そして、言語学において社会言語学的関心が高まると、例えば、耕地名の命名動機を土地所有と関係づけて研究するなど、従来の考察対象に、社会的な視点が加えられた²⁾。地名研究においては、関連領域との学際的研究³⁾も行われており、そのなかには、本論のテーマにも関係する行政と地名の関係を論じたものもある⁴⁾。本研究の対象域である南チロールにおける地名研究については、Kühebacherの歴史的研究をあげることができる。彼はまた地名論争に関して、ゲルマニストとしての見解を新聞紙上に発表している⁵⁾。

このような研究動向の中で、本研究は、次の点を視野に入れた研究である。まず第一に、共同体の成員によって共有され、特定の地理的空間を認知し指示する記号が、本来の指示機能から遊離し、地名の言語的属性のみが、いわば一人歩きして、言語政策レベルで議論されている状況を、本論は考察するものである。仮に、言語と社会の関係を言語体系内に限って考察する分野を社会言語学と称するとすれば、本研究はむしろ社会学と親近性を持つものといえるかもしれない。第二点目は、地名は、それを使用する住民の、過去及び現在における「民族精神の象徴」であるばかりではなく、将来の地域社会の形成とも係わる、という立場に立つものである。ここで「将来」という表現を用いたのは、次のような状況を踏まえているからである。現在のヨーロッパを考える場合、EUを念頭に置かざるをえないが、そのなかで南チロールは、隣接自治体と、言語の違いを越えた地域共同

2) 固有名詞の社会的関連に注目した研究を社会名称学(Sozioonomastik)と呼ぶことがある。Debus (1995)。

3) Bauer, G. (1995)

4) Bauer, R. (1995)

5) Kühebacher (1991)ならびにDOLOMITEN 1994.8.20/21。

6) 拙著 (1996a) 参照。

体Europaregion Tirolを形成しつつある⁶⁾。それは多言語文化を前提とした組織で、そこでは新しい地名基準を創出して行くことも求められよう。そしてまた、南チロルは、ヨーロッパにおける民族問題解決の代表的事例地域として認識されていることから、ここでの議論が地名政策のプロトタイプとなり、その他のマイノリティー地域の言語文化政策に大きな影響を与える可能性がある。

さて、本論の構成であるが、第2章で研究地域の概況を、第3章で地名議論の前提について提示した後、第4章では、Traminにおいて生じた地名論争の事例を取り上げ、そこに内在する問題を示す。続く第5章では、Tramin事例の背景にある地名論争について、法的権限、代表的な地名論、現在の政治的論争の視点から考察していく。

2. 研究対象地域概況

研究対象地域の南チロルは、南隣のトレント県とともにトレンティーノ・アルト・アディージェ州を構成している。そしてこの州域は、1919年、オーストリアからイタリアに割譲された地域である。割譲後、南チロルはファシストによるイタリア化政策を被った。その内容は、居住者の母語であるドイツ語の使用禁止、学校教育のイタリア語化など文化的習慣の断絶を政治的に強要する面と、イタリア人の大量入植とドイツ語集団の退去⁷⁾による地域構造の一新を図る二面性を有していた。第二次大戦後、パリ条約⁸⁾に基づき、南チロルに対する自治が初めて制定されたが、それは南チロルをトレントと併合することで、ドイツ語集団を少数集団化する内

7) イタリア語集団の人口は、1910年6,950人、1921年20,306人、1939年80,743人と増加した。イタリア人の受入先として、1935年にはボーツェン南部に工業地帯が作られた。一方、ドイツ語集団の強制退去は1939年から43年の間に74,500人に達する。なお、割譲前のイタリア語集団の主な居住地は、ボーツェンの南部と、ボーツェンからメランにかけての谷あいの地域で、主として農業を営んでいた。言語的にはイタリア語トレント方言を使用しており、以後の入植イタリア人とは異なる。詳細は拙著(1989)参照。

8) 1946年にオーストリア・イタリア間で締結された条約で、Gruber-Degasperi-Abkommenと呼ばれている。その中では、南チロル及びその周辺部のドイツ語集団の文化的保護が取り決められている。

容であった。そのため、新たな自治を求める民族闘争が激化し、オーストリアの支援のもと、1972年に現在の特別自治法が施行された。それは、従来と同じく州に対して制定されているが、そのなかには、南チロルにだけ適用される条項、特に言語規定などがある。

さて、1991年の国勢調査⁹⁾によれば、南チロルの言語集団別の人口は、ドイツ語集団287,503人(68.0%)、イタリア語集団116,914人(27.7%)、ラディン語集団18,434人(4.3%)である。ドイツ語集団が南チロル全域に居住しているのに対して、イタリア語集団の比率が高い地域は、イタリア人の入植拠点になったボーツェン南部、メラン、ブリックセン、ブレンナーなど都市部、国境地域、鉄道の分岐点に限られている(図参照)。職業的にはイタリア語集団の方が工業や公務職に従事する比率が高い。さらに母語以外の言語能力は、ドイツ語集団の多くがイタリア語を理解するのに対し、イタリア語集団のドイツ語理解は、必ずしも高くない¹⁰⁾。

3. 地名論争の前提

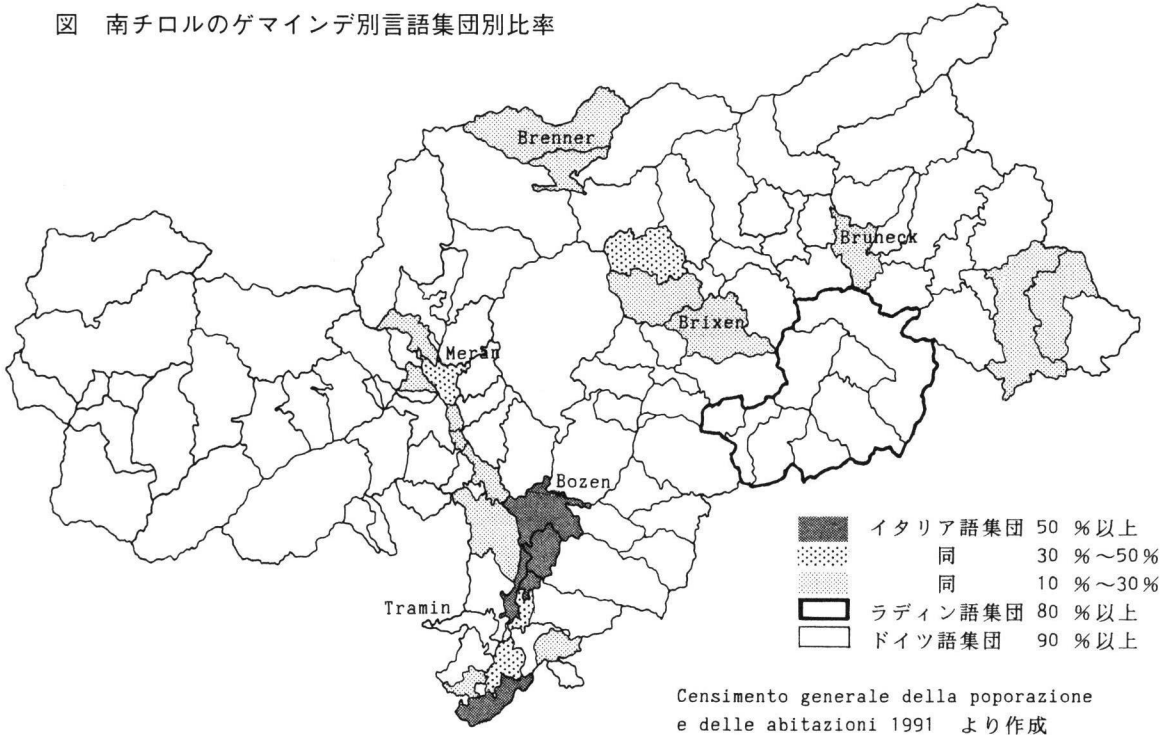
上述の歴史的経緯は、地名政策にも影響を与えている。ファシストによる弾圧下では、1923年4月からドイツ語の地名を使用することが禁止され、イタリア語形の地名のみが義務付けられた。戦後は、地名の二言語表記がパリ条約に明記され、旧特別自治法そして現行の特別自治法に引き継がれている¹¹⁾。ただし、現在においてもファシスト政権下に作られたイタリア語地名のみが、法的には認められている。

9) イタリアの国勢調査は10年に一度行われ、その際南チロルでは自分が所属する言語集団の申告(Sprachgruppenzugehörigkeitserklärung)を行わなければならない。なお、本論では南チロルに居住するドイツ語使用者をドイツ語集団と呼ぶ。イタリア語集団、ラディン語集団においても同様とする。

10) 拙著(1996b)

11) パリ条約では、第一条b項に次のように規定されている: parification of the German and Italian languages in public offices and official documents, as well as in bilingual topographic naming. 旧特別自治法では、Ortsbezeichnungen, ungeachtet der Verpflichtung zur Zweisprachigkeit im Gebiet der Provinz Bozen(第11条)。現行特別自治法ではOrtsnamengebung, mit der Verpflichtung zur Zweisprachigkeit im Gebiet der Provinz Bozen(第8条第2項)と表現されている。

図 南チロルのゲマインデ別言語集団別比率



ところで、ラディン語地名に関しては、事情が若干異なる。まず言語人口が少ないこと、居住地域がかなり限定されていること、そして後述するように地名問題がドイツ語集団とイタリア語集団の対立構造で議論されてきたために、地名議論の対象と意識されることが少なかった。もともと、現行特別自治法には、ラディン語文化に対する保証が示され、そのなかにはラディン語の地名を使用する権利が明記されている¹²⁾。

なお、地名が意味するところについてもここで言及しておく必要がある。地名は、特定の地理的空間を指示する言語的記号と定義できるが、南チロルの特別自治法には、第8条と第101条にOrtsnameの記述が存在するが、その具体的内容に関しては法的に規定がない。つまりゲマインデ名だけを意味するのか、耕地名や山なども意味するのかは、見解が分かれるところである¹³⁾。

4. Traminにおける地名論争

4.1. Traminの事例検証

Traminは、南チロルの南部に位置する人口2,871人のゲマインデで、ドイツ語集団が約97%を占めている。このゲマインデは、老朽化した道路名標識を新しいものに作り替える際に、ドイツ語による一言語表記の標識を28枚を作成すること、さらに現存する大理石の道路名標識10枚から、“Straße”にあたるイタリア語“via”を削り取るように業者に委託した¹⁴⁾。この行政措置に対し、Marco Bolzonello県議会議員¹⁵⁾は、同ゲマインデに居

12) 特別自治法102条。特にラディン語集団居住地は観光地であることから、実際にはラディン語、ドイツ語、イタリア語の3つの地名が用いられている。

13) Ortsnameを最も狭義に解釈すると、ゲマインデ名だけになる。後述する政治的議論の中では、少なくとも耕地名(Flurname)や山、川、林地、道路などを指す地名を、マイクロ地名(Mikrotoponomastik)と呼び、特別自治法第8条2項の規定の対象外とみなす方向にあるといえる。

14) 道路標識は、例えば Andreas Hofer 通りに対して VIA ANDREAS HOFER STRASSEのように表示している。

15) イタリア語集団系の右派政党、元MSI(Movimento Sociale Italiano)の代表で、現在はUnitaliaの代表を務めている。

住するイタリア語集団、及びそこを訪れるイタリア人に対して損害を与えるという理由で、1997年10月3日、ゲマインデを告発した。この事態に対して、県知事Durnwalderは、10月6日、二言語による道路名標識にすることを要求、同ゲマインデもこれを受諾した。そして10月20日には二言語表記による標識に取り替えたことで、標識騒動は表向きは短期のうちに終結した。

しかし、訴訟に関しては、97年10月7日の検察による議会議事録の押収、98年3月5日の予備審議において、刑事事件としての手続きを取ることが決定され、98年5月25日に公判が開かれている。被告人はTraminの村長Meinrad Oberhoferと上級公務員試補のMarkus Stolzである。この裁判では、道路名標識の設置において、Traminは二言語併記用の予算を設定し、議会の承認を取り付けていたにもかかわらず、一言語標識を作ったことが、職権乱用に当たるかが問われているが、実質的には、道路名などマイクロ地名表記に対するゲマインデの権限に関し、司法がどのように判断するかが注目されている。

4.2. Tramin事例が示す問題点

Traminの地名訴訟それ自体は、マイクロ地名を問題にしたものであるが、マイクロ地名に限定することなく、南チロルの地名議論全般に関して、次の点を改めて問題提起したといえる。まず第一点目は、一言語表記を実行した法的権限、つまり地名命名に関係するゲマインデの職務権限である。そして第二点目は、一言語表記を実行した動機で、ドイツ語の地名こそが本来の地名であるという「地名文化財論」の問題である。さらに、ここには一言語表記を推進させた要因として、イタリア語集団が3%という「言語集団比率」の論理も内在している。そして、第三点目として、県知事が二言語表記を指示したことを踏まえ、新たな地名基準を制定する問題であ

る。

5. 地名論争の背景と課題

5.1. 自治法とゲマインデの権限

Traminが一言語標識を設置した法的根拠は、村長が、特別自治法第8条第2項について、道路名は地名ではないと解釈したことにある。そしてその背景には、さらに「1923年3月23日通達800号（以下通達800とする）」（後述）と特別自治法の第100条の解釈がある。南チロルのイタリア語地名を示す「通達800」には、ゲマインデや集落名などは含まれているが、道路名は存在しない。つまり道路名に関しては、二言語表記する地名とはみなされていないことになる¹⁶⁾。したがって、道路名にイタリア語表記が必要であるか、必要であるとすればいかなる名称を用いるのかについては、別の規定にその根拠を求めざるをえない。そこで問題となるのが特別自治法第100条である。それは「ドイツ語ならびにラディン語使用」に関する章の中的一条で、議論の前提とされたのは次の箇所である。「明文化された事例を害することがなければ、(…) イタリア語あるいはドイツ語の分割した使用は一般に認められる」。つまり施行令などにより定められていない場合には、一言語表記が許されるという解釈にいたる。今回問題になっている標識記述には、施行令がないため、標識記述の権限は、標識を設置するゲマインデにあり、Tramin はドイツ語による一言語記述を選択したというわけである。なお、一定範囲内でマイクロ地名の表記を含めた命名権をゲマインデに委譲するという法案が、県知事によって提案されたこともあるが¹⁷⁾、現在では、県知事の指示により道路名に対しても二言

16) DOLOMITEN 1997.10.2 に掲載された 県議会議員 Alfons Benedikter の見解に基づく。

17) DOLOMITEN 1996.10.11。このようにゲマインデの権限が議論されつつも、一向に決着を見ない政党間議論に対し、現場から警告サインを発する意図があったことを、Tramin の副村長がコメントしている (DOLOMITEN 1997.10.10)。

語表記が求められている。

5.2. 地名に関する諸論

5.2.1. 地名文化財論

歴史的に継承されてきた地名は、文化財と同様に保護されるべきであるという考え方を、ここでは「地名文化財論」と呼ぶことにする。この考え方は、もともとはドイツ語集団によって主張されたものであるが、すべての地名をドイツ語にするという性急な思想ではなく、地名の採択の基準として歴史性を重視するというものである。この考え方にしたがうと、現在に伝承されている文化財と同じく、地名もその土地の歴史や生活を語り伝えるものであり、将来にわたっても保持されなければならないもので、変形はおろか他の言語に翻訳できないものということになる。

元来、南チロルは二言語併用地域ではなく、閉ざされたドイツ語圏であり、したがって地名もドイツ語形が歴史的根拠を持つものである。ドイツ語地名が正当な地名であるという、学問上の根拠として引き合いに出されるのが、1977年、県議会により召集された「民族・地名命名審議会」(Beirat für Volkskunde und Ortsnamengebung)が出した結論である。この審議会は、南チロルの地名に関し、第一次大戦以前の表記、1923-40年間の表記、古文書の表記、語源、学問的に支持しうる表記に関して、調査している。それによれば、1918年までに歴史的発展を遂げたイタリア語形のゲマインデ・集落地名は29に過ぎず、そのほかのイタリア語形地名は、人為的に作られたということが確認されている。この調査報告が、結果的にファシスト政権時に導入されたイタリア語形の地名を排除する基準となり、南チロルの地名はドイツ語名による一言語表記とするべきであるという、考え方につながっていく。

5.2.2. トロメイのイタリア語地名

地名文化財論の対抗にあるのが、創始者の名をもって呼ばれる「トロメイのイタリア語地名」である。南チロルの地名をイタリア語化しようという思想は、1880年代に、トレントのイレデンタ主義者や極右集団の間に生じたものである。これに影響を受けたトロメイ (Ettore Tolomei, 1865 - 1952年) は、すでに1886年に、南チロルの地名をイタリア語化する最初の作業に着手し、1916年には『南チロル地名台帳(Prontuario dei nomi locali dell' Alto Adige)』を刊行した。しかし、それは割譲直後に採用されたわけではなく、手続き上は委員会の審議を経ている。1921年1月王室令により、南チロル地名委員会が召集された。このメンバーには、ドイツ語集団の委員も参加していたが、1923年3月29日、「通達 800」により、委員会が推奨する300のイタリア語形地名と、トロメイの『南チロル地名台帳』が法的に承認され、これにより、ドイツ語地名がイタリア語化されることになった。

トロメイは、1929年には地名台帳の第二版を、その後は、ムツソリーニから財政的支援を受け、軍及びファシストの地元行政機関の協力のもと、家屋名を付与することまで行い、1935年に第三版を出版している¹⁸⁾。そしてこの第三版は「1940年7月10日通達」によって認められた。

ところで、トロメイは、どのように地名のイタリア語形を作り出したのであろうか。基本原則は次に示す8つである¹⁹⁾。

1) トレント方言にある語形はそのまま使用する ; it.Bolzano (dt. Bozen)

18) "Fino all' ultimo casolare! Fino agli appezzamenti dei masi !" (最後の家まで、最後の耕地まで) を標語にして作業は行われたが、家屋に名前を付与することは、「通達 800」には規定されていないことから違法行為であった。

19) Kramer(1981)の分類による。

- 2) ラディン語名は、表記をイタリア語へ適応させる；ladin. Sëlva / it. Selva (dt. Wolkenstein)
- 3) イタリア語名が存在しない、あるいは受け入れられない地名である場合、ロマンス語形の語源を拠り所として、地名を新造する；dt. Montigl < lat. Monticulum / it. Monticolo
- 4) バイエルン占領以後に入植した地域（特に標高1000メートル以上の高地）は、ロマンス語形による再構築が不可能であることから、ドイツ語名をイタリア語に翻訳する；dt. Mittelberg / it. Monte di Mezzo
- 5) 聖人名が地名に入っているときは、聖人のイタリア語名称によって置き換える；dt. Sankt Georgen / it. San Giorgio
- 6) 翻訳不可能なドイツ語方言は、表面的な一致を施す；dt. Schnals / it. Senàles
- 7) 書記法を変える；dt. Natz / it. Naz
- 8) 以上1~7までの方法により好ましい語形が形成されない場合は、新しい語形を創造する；dt. Sigmundskron / it. Castel Firmiano

このように作られた地名は、歴史的な学問根拠に欠けるものであり、とりもなおさずファシスト政権により導入された「負の遺産」とする考え方がドイツ語集団には根強い。彼らは、ファシスト統治は、文化歴史的に断絶された時期であると考え、その間の措置の撤廃を要求している。

5.3. ヨーロッパの多言語地域における地名表記

ここでは、南チロルの地名議論を考える上で、参考になるヨーロッパ諸国の地名状況について検討してみる。その際、基本にあるのは、当該地域

20) 国連では1960年、地名の標準化が議論されている (E/CONF.33/L.1)。そして1967年には少数集団の保護とその地域の地名を保護することなどが推奨された。一方、EUにおいても、少数言語の文化的保護に関する決議が行われている。Bauer, R. (1995)、坂井(1997) 参照。

の地名を優先するという考えである²⁰⁾。

イタリアと同じように地方自治が認められているスペインでは、1975年に、民主化、地方分権化が始まり、各州に自治が与えられた。その結果、カステリア語以外の言語を使用し、地域主義の強いカタルーニャ、ガリシア、バスク州では、それぞれの地域語による一言語名を認めている。フランスは、19世紀以来、非フランス語地域に対して、同化政策を講じた国である。しかし、言語少数集団の地名に関しては地域の伝統を保持している。例えばアルザス地方では、公用語はあくまでフランス語であるが、地名はドイツ語で、正書法上はフランス語に準拠したものもあるが、フランス語へ翻訳するといったことは行われていない。そして南チロルと同じイタリアの特別自治州アオスタ州では、フランス語系言語少数集団が生活しているが、歴史的に使用されてきた地名がそのまま使用されており、イタリア語化はされていない。

次に地名の二言語併用がなされている事例を取り上げてみる。フィンランドでは全人口の6%がスウェーデン語使用者であり、スウェーデン語が第二公用語となっている。そのためスウェーデン語集団が住人の8%あるいは3000人に達している市町村では、二言語による地名表記が実施されている。四言語を公用語としているスイスでは、カントンによって公的言語が規定されているため、複数言語使用を定めているカントンは4カントン（ベルン、フライブルク、ヴァリス、グラウビュンデン）にすぎない。このような背景から、地名に関しても原則として一言語名である。二言語表記をとる場所は、言語少数集団が30%以上居住するところである。ドイツ語とスロベニア語が公用語となっているオーストリアのケルンテン州でも、数値基準が設けられており、スロベニア語集団が25%以上のゲマインデでは、二言語の地名標識が設置されている。

5.4. 言語集団比率案

南チロルには、割譲以前から居住していたイタリア語集団が約6,950人いる。そしてファシスト期に移住してきたイタリア人も、すでに75年以上南チロルに居住していることになり、このイタリア語集団が共有してきたイタリア語形地名もまた文化である。この点こそがイタリア語系政党が主張する点でもある。

ドイツ語とイタリア語を活かした地名処理案の一つに、言語集団比率案がある。Traminの事例では、3%のイタリア語集団は事実上無視できる数値と判断されたが、先に示したスイスのケースでは30%という数値があがっている。仮にこの数値を二言語表記の基準として、シュミレーションすると、県都ボーツェン（イタリア語集団72.6%）のみが、イタリア語名（Bolzano）一言語表記となり、その他の大部分の地域は二言語併記またはドイツ語のみの表記になる。なお、県知事が1996年10月に提案した法案もこの考えに基づくもので、その基準は他言語集団が200人以上、あるいは20%以上の集落では二言語表記となっていた。この数値によるシュミレーションでは、イタリア語形地名は600～800程度に減少することになる。

言語集団比率の考え方は、例えば、公務員定数の決定など、南チロルでは一般的に浸透している考え方であるが、言語集団率の変化に応じて地名表記の変更を強いられることになり、現在の地名問題を将来に永久化してしまうことになりかねない。

5.5. 新たな基準を求める政党間の論争

Tramin事例がイタリア語集団系政党による提訴であったように、今日の地名論争を考える上で、政治的コンテクストを無視することはできない。政治上の論争に関しては、1988年合意、93年合意、そして97年の憲法委員

会決議という、三段階に分けることができる。

まず、1988年の合意とは、後の地名問題の基本になる考え方で、同年の県議会選挙の後に、SVP(Südtiroler Volkspartei)²¹⁾、DC(Democrazia Cristiana)、PSI(Partito Socialista Italiano)によって、「ドイツ語、イタリア語、ラディン語の表記が県政令で保証されるべきである」した合意を指す。

その後、1992年にSVPが特別自治法101条の解釈議論²²⁾を持ち出した。これにより、地名論争が開始され、1993年7月、SVP、DC、PSI、PDS (Partito Democratico della Sinistra)、Die Grünenが地名問題に関する処理事を規定する内容を含む基本文書に署名した。将来は法令化することを念頭に置いた政党間の妥協案は、同等の権利を持つ委員からなる地名委員会を設置して、1923年及び1940年の「通達」を考慮に入れないで、歴史的文化的財となる地名の選定、日常使用する地名の確定を行うことに主眼を置いている。つまり、過去のファシスト下に制定された地名を一度白紙に戻し、多言語地域社会である南チロルにふさわしい新たな地名を定めようというものである。この施行規則案は、Die Grünenを除く4政党により、93年7月27日に確認された。しかし、この93年合意は93年9月の県議会において、MSIの議事進行妨害により、審議未了となってしまった。その後も、たびたび地名問題の解決策が提案されているが、政党間の調整は付いていない²³⁾。

21) 南チロル県議会の第一党は、ドイツ語集団系のSVPで、35議席中19議席を占めている(1998年9月現在)。その他の政党は、90年代になってから政党の改変が行われ、例えばDC、PSIは今日では存在しない。イタリア語集団系の右派政党MSIも、現在ではAN (Alleanza Nazionale 注24参照)となっている。

22) 101条には、「ボーツェン県において、公共機関は、政令がその存在を確定し、名称を承認した場合には、ドイツ語集団に対しては、ドイツ語表記の地名を用いなければならない」という条項がある。そもそも南チロルの大部分は、ドイツ語集団の居住地域であり、したがってドイツ語の地名こそが本来の語形であると、SVPは主張した。

23) 例えば94年11月にはUnion für Südtirol、Die Grünen、SVPが個別に法案を作成しているが、いずれも合意に達していない。また、96年10月には、先に示したように県知事案が提出したが、ANによる審議妨害というように、一向に決着をみない。

97年3月にローマの下院憲法委員会にて、南チロルの地名問題が取り上げられ、SVP, PDS, PPI, Die Grünen によってまとめられた以下の内容を含む決議が承諾された。ファシストによって実施された地名弾圧が、ドイツ語及びラディン語集団の文化・感情を著しく害したこと、国連の地名推奨決議を踏まえること、法的枠組みの中では、地名の二言語表記が示されたが、具体化には困難もあること、以上の点を前提として確認のうえ、地名においても、特別自治法に定められている二言語表記の原則が反映されるように、政府には、南チロルと協調しながら、必要な主導権を行使することが義務付けられているという内容がそれである。この決議の中の「必要な主導権」とは、すでに南チロルが地名決定に関する優先的決定権を持っていることから、施行規則を政府が承認することと考えられる。この決定を踏まえた議論は、今後南チロル県議会で進展するものと思われる。しかし、イタリア語集団によって支持されているANは、憲法委員会の決議後にも、そもそもドイツ語地名自体が違法であると表明していることから²⁴⁾、SVPとANの対立が継続すると予想される。

6. 結論と今後の課題

Traminの事例を例としながら、それが露呈した問題点及びその背景にある地名論争を考察してきた。そこで明らかになったことは、以下の点である。まず第一に、地名、特にマイクロ地名の制定に関し、欠落している法規定（施行令）を整備することが求められていることである。そして第二に、地名の歴史的文化的要素に注目したとき、ドイツ語集団のみならずイタリア語集団の居住権を考慮した新たな措置が必要であるという時期に達しているということである。この二点の課題を解決するために、政党間

24) ANは二言語使用と公務職の言語集団比率の規定に関して、現行の特別自治法の改定を目的としている政党。この声明は、DOLOMITEN 1997.3.8/9による。

の合意が段階的に実現していることも確認した。そして、この問題の解決に時間を要しているのは、地名問題が住民のアイデンティティを表象する言語問題、歴史文化問題の一部として扱われ、言語集団を代表する政党間の駆け引きの材料になっているからである。

今回の考察では、地名を社会的コンテクストの中で扱ったために、各言語集団に所属する住民が、地名問題についてどのように認識しているかについては考察してこなかった。また、考察対象とした文献や情報源の多くがドイツ語集団系のものであり、イタリア語集団系の情報と比較検討していくことにも留意することが求められるとの認識である。これらの点に関しては、今後の課題としたい。

7. 参考文献

- Autonome Provinz Bozen(Hg.)(1994): Südtirols Autonomie. Bozen.
- Autonome Provinz Bozen(Hg.)(1995): Südtirol-Handbuch. Bozen.
- Bauer, Gerhard(1995): Namenforschung im Verhältnis zu anderen Forschungsdisziplinen. In: HSK 11-1, S.8-23.
- Bauer,Reinhard(1995):Amtliche Geltung und Schreibung von Orts- und Flurname. In: HSK 11-1, S.1790-1795.
- Debus, Friedhelm(1995): Soziolinguistik der Eigennamen. Name und Gesellschaft(Sozio-Onomastik). In: HSK 11-1, S.393-399.
- Freiberg, Walter(1989): Südtirol und der italienische Nationalismus, Teil 1/2. Schlern-Schriften 282/1-2. Innsbruck (Universitätsverlag Wagner).
- Hilpold,Peter(1996): Die rechtliche Stellung der Deutsch-Südtiroler in Italien. In:Europa Ethnica 3-4/96 S.117-130
- Hinderling, Robert/Eichinger,Ludwig M.(Hg.) (1996): Handbuch der mitteleuropäischen Sprachminderheiten. Tübingen(Gunter Narr).

- Kramer, Johannes(1981): Deutsch und Italienisch in Südtirol. Heidelberg (Carl Winter Universitätsverlag).
- Kühebacher, Egon(1991): Die Ortsnamen Südtirols und ihre Geschichte. Bozen(Athesia).
- Leidlmaier, Adolf(1958): Bevölkerung und Wirtschaft in Südtirol. Tiroler Wirtschaftsstudien 6. Innsbruck.
- Parteli, Othmar(1988): Geschichte des Landes Tirol. Bd.4/1. Bozen(Athesia).
- Riedmann, Gerhard(1972). Die Besonderheiten der deutschen Schriftsprache in Südtirol. Mannheim(Duden).
- Staffler, Reinhold/Hartungen, Christoph Hartunh v.(1985): Geschichte Südtirols. Lana(Jugendkollektiv).
- Widmoser, Eduard(1995): Südtirol A-Z. Bd.4. Innsbruck /München (Südtirol-Verlag)
- Zappe, Manuela(1996): Das ethnische Zusammenleben in Südtirol. Frankfurt a/M(Peter Lang)
- 坂井一成 (1997) : 欧州の三層構造論の再検討——教育・文化政策を中心として〔『一橋論叢』第118巻2号、73-91頁〕
- 山川和彦 (1989) : 南チロルの言語集団に関する歴史的考察〔『Symposium』4号、56-65頁〕
- 山川和彦 (1996a) : 南チロルとEuroparegion Tirol —ヨーロッパ連合と言語少数集団の将来的展望〔『国学院大学外国語研究室紀要Walpurgis'96』, 15-30頁〕
- 山川和彦 (1996b) : トレンティーノ・アルト・アデーージェ州における言語環境〔『国立音楽大学研究紀要』第30集、287-297頁〕

新聞記事

DOLOMITEN : Dolomiten, Tagblatt der Südtiroler. Bozen.

Eine soziolinguistische Überlegung zur Toponomastik in Südtirol

— mit einem Beispiel der Gemeinde Tramin —

Kazuhiko Yamakawa

In Südtirol, wo Zweisprachigkeit, d.h. Deutsch und Italienisch, verpflichtend ist, wird über die Toponomastik gestritten. In Tramin, einer Gemeinde, in der der Anteil der deutschsprachigen Bevölkerung 97% ausmacht, werden rein deutschsprachige Straßenschilder angebracht. Diese Tatsache habe der italienischen Sprachgruppe vorsätzlich einen ungerechten Schaden zugefügt, meinte eine italienische Partei, MSI, und hat im Oktober 1997 den Bürgermeister und Bauassessor angeklagt. Auf Befehl des Landeshauptmanns wurden zwar die Straßenschilder wieder zweisprachig angebracht, aber der Prozess hat im Mai 1998 begonnen.

Hier handelt es sich um folgende Probleme:

- 1) die Zuständigkeit der Gemeinde für die Mikrotoponomastik (Straßennamen usw.), was eine Beziehung auf die Interpretation des Sonderstatutes für Trentino-Alto Adige hat. Im Sonderstatut gibt es aber dafür keine Durchführungsbestimmungen.
- 2) die Meinungsverschiedenheiten der Sprachgruppen und besonders der Parteien über die Toponomastik. Die deutsche Sprachgruppe behauptet, dass die Heimatsprache in Südtirol Deutsch sei. Deswegen seien die deutschen Ortsnamen historische Denkmäler und zwar einnamig. Fast alle heutigen

italienischen Namen seien Pseudonyme, die während der Faschistenzeit eingeführt worden waren. Dagegen äußert die italienische Sprachgruppe, ihre Wohnungsdauer solle überdacht werden. Die italienischen Ortsnamen seien für sie auch Kulturgut geworden.

Über die Entwürfe der toponomastischen Fragen haben die Parteien schon vielmals diskutiert, aber bis heute sind sie zu keiner Übereinstimmung gekommen.

Südtirol führt zur Zeit mit Bundesland Tirol in Österreich und Provinz Trent einen Plan durch, eine grenzüberschreitende Gemeinschaftsinitiative „Europaregion Tirol“ zu schaffen. Darin soll die Sprache kein Hindernis sein. So sollen neue Argumente für die zukünftige Toponomastik geschaffen werden.

(学習院大学非常勤講師)